

税制調査会（第16回総会）議事録

日 時：平成29年11月20日（月）13時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは時間となりましたので、第16回税制調査会を開会いたします。

今年9月の税調再開以降、皆様の御協力のもと、数次にわたって経済社会の構造変化に対する税制のあり方に係る「税務手続の電子化」や「個人所得課税のあり方」について議論を重ねてまいりました。

前回の起草形式の総会では、こうした議論の取りまとめをどのように行っていくかについて皆様に報告書のたたき台をお示しした上で議論を行い、委員の皆様から多くの御意見や貴重な御指摘をいただきました。

本日の総会においては、前回の起草会合の際にいただきました皆様の御意見等をもとに、私の方で加筆修正したものを、最終的な取りまとめ案ということで用意させていただきました。皆様のデスクトップ上には、報告書（案）と国税関係、地方税関係の工程表を別々に格納しております。また、これまでに税調の場で取り上げた資料の抜粋を参考資料として御用意しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

この取りまとめ案については、皆様にできるだけ詳しく御説明をしたところですが、今日は冒頭にその取りまとめ案の案文を事務局から読み上げていただいた上で、委員の皆様から御意見のほか、これまでの議論を踏まえた感想などもありましたら御発言いただければと考えています。その上で、これらの議論については、本日、取りまとめをさせていただければと考えております。

それでは、大変申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様には御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○中里会長

なお、神津里季生特別委員から意見書が出されておりますので、併せて御参照ください。

それでは早速、議論の取りまとめに入りたいと思います。

初めに「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②（案）」を事務局から読み上げていただきたいと思います。

では、案文の読み上げをお願いいたします。

○事務局

経済社会の構造変化を踏まえた税制の
あり方に関する中間報告②（案）
（税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し）

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方については、本年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、「経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める」とされている。特に、個人所得課税については、「所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める」とされ、税務手続については、「国・地方における納税者の利便性を向上させるとともに、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する」とされている。

当調査会においては、これまで、個人所得課税について、累次の「論点整理」（「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」）や「中間報告」（「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」）を取りまとめてきており、その中で安心して結婚し子供を産み育てるようにするなど若い世代に光を当て、所得再分配機能の回復や多様な働き方を踏まえた仕組みを構築することの重要性を述べてきた。

本年は、こうした基本的な考え方を堅持しつつ、ICT（情報通信技術）の発展・普及といった近年の経済社会の構造変化を踏まえながら、個人所得課税について、

- ・ 人的控除の控除方式のあり方
- ・ 働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方
- ・ 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方

を中心に議論を行った。

税務手続については、経済社会のICT化等により納税実務や税務行政を取り巻く環境が変化する中、納税者利便の向上や適正・公平な課税の実現といった観点から、税務手続をどのように見直していくべきかについて、昨年秋、当調査会として議論を開始した。本年は、4月～5月に諸外国の制度やその運用状況について調査を行った上で、税務手続の電子化を中心に議論を行った。

本中間報告は、以上の議論を踏まえ、特に、近年の経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税の見直しと税務手続の電子化の推進という2つのテーマについて、今後の検討に供するために取りまとめたものである。

1. 経済社会のICT化と働き方の多様化

近年、ICTが発展・普及する中、日本の経済社会は大きく変化している。

1990年代以降、パソコンをはじめとする情報処理機器やインターネット等の情報通信ネットワークが発展・普及し、特に企業においては、税務と密接に関係する財務・会計、人事・給与管理等の間接業務を含め、情報システムの活用が広がってき

た。

さらに近年は、情報通信基盤が一層発達するとともにクラウドサービス等の新しい技術も登場し、ビッグデータを収集・活用した事業革新も進んでいる。また、個人についても、スマートフォンやタブレット型端末といった多様な情報通信機器が急速に普及し、買い物や銀行取引といった様々な手続・決済をオンラインで行うことが日常化している。

こうした中、民間経済活動においては、事業者の取引（事業者間（BtoB）取引、事業者・消費者間（BtoC）取引）においてICTの活用が進むだけでなく、近年は、インターネット上で商品やサービス等の「提供側」の個人と「消費・利用側」の個人が結びつく形態の経済活動、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展している。これにより、事業者ではない個人が商品やサービス等の「提供側」を担う、消費者間（CtoC）や消費者・事業者間（CtoB）のオンライン取引が拡大している。

例えば、オンラインのCtoC取引（一部はCtoB取引）の一種であるシェアリングエコノミー（共有型経済）は、中古品売買、民泊、車両の乗り合い等に広がりつつある。また、クラウドソーシングと呼ばれる個人への業務委託の仕組みも登場している。

このように取引形態が変化する中、個人の働き方や収入の稼ぎ方の多様化が進展している。例えば、給与所得者による副業・兼業や、請負契約等に基づいて働き使用従属性の高さという点ではむしろ被用者に近い自営業主（雇用的自営）が増加している。また、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方も広まっている（いわゆる「ギグエコノミー」）。

こうした経済取引や働き方の変化・多様化に税制として対応するためには、税務手続の電子化と個人所得課税のあり方等を併せて検討していく必要がある。

例えば、働き方の多様化に伴い、今後、申告手続に不慣れな給与所得者も副業・兼業に係る申告を行うこととなるなど、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる。このため、ICTの更なる活用等を通じて、誰しものが簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の実現を目指すことが必要と考えられる。

また、企業活動におけるICTの利用が広がる中、後述するように、企業が保有する申告情報等をデータのまま円滑に税務当局に提出できる環境整備を進めることも、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上の観点から益々重要となっている。

個人所得課税について、現行制度は、特定の働き方等による収入にのみ手厚い「所得計算上の控除」を認める仕組みとなっており、実質的に給与所得者と同じような境遇にある「雇用的自営」等、多様な働き方の拡大を想定していない制度となっている。働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する仕組みを構築することが重要である。

その際、税務手続を電子化し、官民がデータをデータのままやり取りする環境を

作ることによって、様々な情報の活用が可能となる。それにより、税務申告の適正性の確保やより正確な所得情報の把握・活用が進み、税制のみならず社会保障の給付や負担の公平性の向上にもつながりうるなど、個人の所得水準や負担能力に応じた制度を適切に設計することが可能となる。また、そうした制度が適切に運営され、その下で国民・納税者が利便性を享受できるようにするためにも、税務手続を電子化し、簡便・正確に手続を行うことができる環境の整備が重要である。このように、手続面の電子化と課税制度のあり方は相互に関連するものであり、双方相俟って適切な税制・税務執行が一体的に実現すると考えられる。

2. 税務手続の電子化等の推進

経済社会のICT化が進む中、これまで、税務分野においても、電子申告、電子納税、電子帳簿保存制度など、納税者がICTを利用して税務手続を行えるよう環境整備を進めてきた。政府としても、番号制度（マイナンバー、マイナポータル、法人番号等）を導入し、社会のデータ活用のインフラとして活用すべく取り組んできている。

他方、その後も、上述のとおり情報通信基盤等が発展し、事業者等を中心に組織内でのデータの利活用や事業者間等でのデータ連携が加速してきた。また、個人については、スマートフォン等の多様な情報通信機器が発展・普及しているところである。

こうした中、政府の成長戦略（未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定））においても、IT技術や法人番号・マイナンバー等を活用して行政手続の簡素化・IT化を一体的に推進し、国民・事業者の利便性向上や、国民・事業者及び行政双方にとって効率的・効果的な制度・手続の構築に取り組むべきとの方向性が示されている。

このように、ICTは、生産性の高い経済社会を構築するとともに、国民の利便性や行政の効率性を高めるために重要なツールであり、税務分野においてもその積極的な活用が必要である。

具体的には、ICTの活用等を通じて納税者利便を更に高めながら、税務の情報が書面ではなくデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、社会全体の効率化を図る観点から、税務手続を再度見直すことが必要である。

なお、こうした検討に当たっては、規制改革推進会議による「行政手続簡素化の原則」（①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）、③書式・様式の統一）を踏まえるとともに、国税庁が本年6月の「税務行政の将来像」において示した税務行政におけるICT活用の中期的方向性も参考にすべきと考えられる。

当調査会としては、こうした認識の下、税務手続の電子化について、各手続を個

別に取り上げて議論するのではなく、納税者による必要なデータの作成・保存、取得・活用・提出といった一連の情報の流れ全体を捉えて検討を行った。また、税務手続のシーンを大きく個人と法人に分けるとともに、国税・地方税当局において基本的に実施できる施策と、実施に当たり省庁横断的な検討作業やマイナポータルを整備・活用等が必要となる施策の違いも意識した上で、議論を行った。

(1) 国税関係

(1-1) 個人関係 (所得税)

① 現状と今後の方向性

所得税の確定申告・年末調整については、現状、納税者（被用者を含む）は、多くの場合、各種控除関係書類を書面で収受し、それらを参照しながら申告書を作成している。雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続において、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている。

今後は、経済社会のICT化を踏まえ、確定申告・年末調整手続の電子化を推進し、利便性を高めてオンライン手続の利用を促進することが必要である。特に、基本的な申告等であれば携帯電話端末（スマートフォン）で簡便に手続を完結できるようにすることが重要である。

そして、将来的に、マイナポータル整備・活用の進捗等にあわせて着実に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用することができる仕組みの実現を図るべきと考えられる。

② 確定申告・年末調整手続の電子化

こうした将来像に向けて、まずは、確定申告・年末調整手続の電子化を進め、控除関係機関（保険会社・銀行等）→個人→税務署・雇用者（源泉徴収義務者）という情報の流れが基本的にオンラインで完結する仕組みを整備すべきである。「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）では、年末調整について、被用者・雇用者を含めた社会全体のコスト削減の観点から、原則全ての年末調整関係書類の電子交付を可能とするとの方針が示されており、その着実な実現が必要である。

また、医療費控除については、平成30年1月から、保険者が発行する医療費通知データを活用して電子申告を行う仕組みが開始するが、各保険者において必要なシステム整備等が行われるよう、政府として働きかけを一層行うべきである。医療費通知データの取得は、まずは保険者のウェブサイトから納税者がダウンロードする

方式が予定されているが、マイナポータル等を活用し一層簡便に電子申告につなげる仕組みの構築について、関係省庁において引き続き協議を行う必要がある。

なお、将来的に、給与・報酬等の支払者から支払を受ける者のマイナポータル等に支払金額等を正確かつ効率的に通知する仕組みが整備されれば、所得情報も含めて情報を一元的に確認し活用する仕組みが実現する可能性がある。これについては、働き方や収入の稼ぎ方の多様化が進展する中で納税者利便を高めるものとして、マイナポータルの整備・活用の進捗等を踏まえ、検討を進めるべきである。

こうした取組を通じて、納税者の手作業を要する部分を減らしていくことにより、納税者自身で正確かつ簡便に申告を行うことができる環境整備が進むと考えられる。

③ 携帯電話端末（スマートフォン）等からの電子申告の実現

今般、国税当局から、平成31年1月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末（スマートフォン）やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

④ e-Tax（国税電子申告・納税システム）の認証手続の簡便化

個人のe-Tax利用について、現在はID・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声が強い。国税当局では平成31年1月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化する中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

⑤ マイナンバー制度の普及促進

真に利便性の高い納税環境を実現するためには、マイナンバー制度を社会の情報連携インフラとして最大限活用することが不可欠である。このため、政府全体として、個人情報への厳格な保護や情報セキュリティ対策等、制度に対する国民の信頼を高める措置を講じながら、国民や事業者への周知を行い、マイナンバーカードの取得やマイナポータルの利用を促進する必要がある。

また、関係省庁で連携し、マイナポータルにおける税・年金等のオンライン・ワンストップサービスを実現するなど、マイナンバーカードやマイナポータルの利便

性を高める努力が重要である。本年11月、マイナポータルの本格運用等が開始したが、国民にはマイナンバー制度の利便性の実感がまだ乏しいとの指摘もあり、政府全体として真摯に受け止め取組を加速する必要がある。

⑥ その他の環境整備

税務手続の電子化を円滑に進めるためには、租税教育や広報活動を通じ、税の役割やICTの意義などに関する国民の理解（リテラシー）を醸成することも重要である。また、電子申告等の利用を促進する仕組みを設けることも一案との意見もあった。

なお、税務手続の電子化を進める一方で、ICTへの対応に困難を感じる納税者への配慮・支援も引き続き行うべきと考えられる。

（1－2）法人関係（法人税）

法人については、現状、企業活動ではICTが広く普及しているにもかかわらず、申告・申請のデータがそのまま電子的に提出されず、書面で提出され、税務当局において再びデータ化（入力・読取）されて処理が行われることが少なくない。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Taxの利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Taxで行われるという姿（法人税等の電子申告利用率100%）の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続（電子署名）の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

また、国・地方に共通して情報を提出している場合は、e-TaxとeLTAX（地方税電子申告システム）の双方に重複して入力作業等を行うことなく、一度のオンライン手続で処理を行えることができるよう検討を進める必要がある。

こうした環境整備を進めるとともに、まずは大法人について、法人税等の電子申告義務化を着実に実施すべきである。

中小法人については、国税当局において、「規制改革実施計画」を踏まえ、法人税等の電子申告利用率の引上げ（平成31年度までに85%以上）に取り組んでいるところであるが、税理士会等との連携を含め、様々な取組により、確実にその達成を図るべきである。

（1－3）その他（個人・法人共通）

① 行政機関間のデータ連携拡大

以上のとおり納税者からの情報提出のデータ化を促進するに当たっては、「ワンスオンリー原則」の下、行政機関間のデータ連携により納税者からの情報提出の重複を削減し、納税者の事務負担を軽減することが重要となる。

このため、納税者から加工可能なデータ形式による情報提出を促しながら、国・地方の税務当局間で効率的にデータ連携を行い、特にオンライン手続については、国・地方間及び地方公共団体間の情報提出の重複を徹底して排除すべきと考えられる。

また、社会保障分野を含むその他の行政機関との情報連携についても、ワンスオンリー化により納税者利便の向上につながる場合は、情報セキュリティやシステムの開発費用等を踏まえつつ、可能な限り実現を図る必要がある。

例えば、政府では、平成31年度を目途に国税・地方税間で法人設立届出書等の電子的提出を一元化すべく調整が行われているほか、「未来投資戦略2017」に基づき、税・社会保険・登記を含むすべての法人設立関係手続をオンライン・ワンストップ化する検討が行われており、関係省庁が連携して着実に具体化を進めるべきである。

② 電子帳簿等保存制度の利用促進

電子帳簿等保存制度は、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から保存方法等について一定の要件を設けた上で、帳簿書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度である。

当該制度創設から約20年が経過し、近年は金融に係るICTの活用（FinTech）も進展するなど、経済社会のICT環境は大きく変化している。この間、電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加してきたが、伸びしろは依然大きい。こうした中、社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべきである。ただしその際、適正課税の観点から、帳簿書類の正確性を担保する仕組みにも配慮が必要である。

③ 納付のキャッシュレス化推進

国税・地方税の納付については、現金納付が依然多い状況にある。現金納付の場合、納税者には金融機関や税務当局の窓口へ赴き納付を行う手間がかかるほか、現金管理等の行政コストも生じることとなる。

クレジットカードや電子マネーなど、現金以外の手段による決済が徐々に増加す

る中、後述する地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性向上やその方法の多様化を図り、より一層、現金以外の手段で納税が行われるよう取り組んでいくことが重要である。

(2) 地方税関係

(2-1) 共通電子納税システム（共同収納）関係

地方税については、税目の特性からeLTAXを利用する手続は法人が中心となっている。法人が複数の地方公共団体に事務所等を開設して事業活動を行う例や、従業員の住所地が複数の市区町村にまたがっている例が多く、その場合には、法人は複数の地方公共団体に申告、納税を行うこととなる。このため、全国共通の基盤システムであるeLTAXを利用して手続できることはメリットが大きい。

地方税における税務手続のうち、法人から地方公共団体へ申告等のデータを提出する手続（地方法人二税、固定資産税（償却資産）、個人住民税（特別徴収）等）については、平成27年度までに全地方公共団体がeLTAXによる手続の受付体制を整えている。一方、納税に関しては、電子納税に対応している地方公共団体は限られている状況にある。複数の地方公共団体に納税する法人は全ての納税先で電子納税ができなければ電子納税を選択しないと考えられることから、ICTを活用してこうした法人が納税しやすい仕組みを構築することが重要である。

このため、全国統一的なシステムによって、全地方公共団体に対して、一斉に電子納税を行うことができるよう、全地方公共団体が共同利用しているeLTAXの仕組みを活用した共通電子納税システム（共同収納）の構築に向けて準備が進められている。国においても、運用開始目標である平成31年10月に、このシステムが確実に稼働できるよう、法制面を含め必要な措置を講じるべきである。

(2-2) 電子申告等関係

eLTAXによる電子申告については、eLTAXの更なる利便性向上に資する取組を積極的かつ着実に進め、その利用率の向上を図っていく必要がある。具体的には、地方公共団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除や複数の地方公共団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化などを進めるべきである。併せて、税務当局間や他の行政機関との情報連携をさらに進めることが必要である。

こうした環境整備を進めるとともに、地方法人二税の電子申告について、国税と歩調を合わせて電子申告利用率の向上を図り、将来的には、法人の基本的な手続は原則としてeLTAXで行われるという姿（地方法人二税の電子申告利用率100%）の実

現を目指すべきである。

このため、大法人の地方法人二税の電子申告義務化を着実に実施するとともに、中小法人についても、「規制改革実施計画」を踏まえ、地方法人二税の電子申告利用率を平成31年度までに70%以上とするとの目標を達成できるよう、税理士会等の協力も得つつ、取組を進めるべきである。なお、将来的には、ICT環境の進展等も踏まえながら、中小法人の地方法人二税の電子申告義務化の実現を図るべきと考えられる。

また、個人住民税の特別徴収手続において、給与支払報告書の提出や特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、既にeLTAXを用いて電子的に行うことが可能となっているが、特別徴収税額通知（納税義務者用）は、現在、書面で送付されているため、企業に多くの労力とコストが掛かっているとの指摘がある。そのため、「規制改革実施計画」に沿って電子化を進めるべきであり、具体的には、市区町村がeLTAXを経由して特別徴収義務者に電子的に送付して従業員に通知する仕組みの検討を進めていく必要がある。その上で、給与支払報告書の電子的提出率の向上と併せて、特別徴収税額通知の電子的送付の拡大を図るとともに、将来的には、原則として書面の通知が残らないような姿の実現を目指すべきである。

（2－3）マイナンバー関係

本年11月から情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始され、社会保障分野等における申請手続の際に課税証明書等の添付が不要となるなど、納税者の利便性が向上するとともに、マイナポータルにより、納税者は自らの個人住民税の課税情報等を閲覧することが可能となっている。

今後、少子高齢化が進行する中、マイナンバー制度の活用により、福祉分野への正確な所得情報の提供等を進め、低所得者への社会保障サービスの提供などをはじめ、公平できめ細かな社会保障制度の充実等を図ることが益々重要となる。このため、国・地方の税務当局間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報を的確に把握していくべきである。

（3）今後の進め方等

経済社会のICT化は目覚ましく進展しており、我が国の成長戦略においても、新たな技術やデータの活用が最優先課題の一つとなっている。

こうした中、税務についても、ICTの活用等を通じて納税者利便を高めるとともに、納税者による帳簿等の作成・保存、申告手続等における情報の取得・活用、税務当局への提出、そして行政機関間の情報連携という一連のプロセス（情報の流れ）に

ついて、データ活用を推進していくことが重要である。

これにより、働き方の多様化に伴い税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる中、すべての納税者が計算誤り等の不安もなく簡便に正確な申告等を行うことが可能となり、様々な関係機関から添付書類を収集する手間や、申告書の提出のために税務署等まで足を運ぶ負担も軽減されていく。

また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿が実現し、官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上に資する効果が期待できる。税務行政においては、事務運営の効率化や高度化も期待できる。

ただし、こうした電子化の推進に当たっては、プライバシー保護に係る国民の懸念も踏まえ、情報セキュリティを適切に確保する必要がある。この点、国税当局においては、現在も、納税者情報を管理する業務用システムをインターネットから分離して保護しているほか、各職員についても、定期的な研修等によりICTへの理解（リテラシー）を高めつつも、職務上必要な納税者情報しか閲覧できない仕組みとするなど、情報の漏えいや不正利用の防止に取り組んでいる。他方、ICTやデータの活用を更に拡大していく上では、一度に大量の情報が流出し得るといった、従来の書面でのやり取りでは想定しにくいリスクも踏まえ、情報セキュリティ対策の充実を図るべきである。

今後の税務手続の電子化等の進め方については、国税・地方税当局において基本的に実施できる施策と、実施に当たり省庁横断的な検討作業やマイナポータルの整備・活用等が必要となる施策の違いはあるものの、別添の工程表をベースとして、スピード感をもって取り組むことが必要である。また、各施策の円滑な実施のためには、税務行政の執行を担う国税庁や地方公共団体におけるシステム構築や必要な体制の整備、関係機関及び税理士会・税務関係民間団体との連携も重要と考えられる。当調査会としては、今後、こうした取組が総合的に推進される中で、税務手続の電子化が着実に進められることを強く求めたい。

3. 個人所得課税の見直し

現在の個人所得課税の仕組みは、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースを念頭に構築されてきたものと考えられる。他方、近年、経済社会のICT化等の進展に伴う働き方の多様化は、これまでの典型的なライフコースを相対化させるものであり、個人所得課税はこうした経済社会の構造変化に追いついていない側面があるのは事実である。経済社会のICT化や働き方の多様化等を踏まえた所得計算や所得把握のあり方について、あらためて検討を行う必要がある。

(1) 人的控除の控除方式のあり方

我が国の人的控除については、基本的に、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されているが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」、「逡減・消失型の所得控除方式」といった主要国における負担調整の仕組み（参考1）も参考にしつつ、我が国の人的控除の控除方式のあり方についても見直しに向けた検討を進めていくべきである。

(参考1) 主要国における負担調整の仕組み

- ・ ドイツ、フランス等の諸外国においては、所得控除方式の基礎控除が存在しない一方、課税所得の一部にゼロ税率を適用する制度が導入されている。
- ・ カナダにおいては、基礎控除等の人的控除について、一定の所得金額が設定され、この額に最低税率を乗じた金額を税額から控除する仕組みが採用されている。こうした仕組みは、当該一定の所得金額が、最低税率が適用される所得のブラケットの範囲内であれば、ゼロ税率と同様の効果がある。
- ・ アメリカの人的控除やイギリスの基礎控除においては、所得控除の仕組みとしたままで、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる仕組み（逡減・消失型の所得控除方式）が採用されている。

なお、見直しの方向性として、簡素な仕組みとする観点から収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「税額控除方式」とすべきとの意見があった一方、平成29年度改正における配偶者控除等の見直しを含め、現在の所得控除方式は広く定着していることを重視する観点から、所得控除方式を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する「逡減・消失型の所得控除方式」とすべきとの意見もあった。いずれの方式を採用するにせよ、垂直的公平に寄与するものであり、見直しの意義や効果について国民の理解を広げていくことが重要である。

(2) 働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方

(2-1) 働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方

(「所得計算上の控除」と「人的控除」の負担調整のあり方)

「論点整理」や「中間報告」においても指摘してきたとおり、働き方の多様化が進展している。例えば、国勢調査のデータを基にした分析によれば、請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点ではむしろ被用者に近い自営業主（雇用的自営）の割合が高まっていることが指摘されている。また、就業構造基本調査によれば、副業を希望する就業者数も年々増加している状況にある。国勢調査と就業構造基本調査の最新公表データがそれぞれ平成22年、24年である中、近年の急速なICT化の進展を踏まえれば、足元ではこうした傾向はさらに強まっていると考えられる。

他方、我が国の個人所得課税は、こうした多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難い。事業所得等については事業収入等から必要経費を差し引く一方、給与所得については給与収入から給与所得控除額（または一定の支出額が給与所得控除額の2分の1を上回る場合には、当該2分の1を上回る部分の支出額（特定支出控除）と給与所得控除額の合計額）を差し引くこととされている。また、公的年金等収入については、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするための公的な給付であること等を考慮し、公的年金等控除を差し引くこととされている。このように、働き方や収入の稼働方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。

働き方の動向としては、被用者が引き続き就業者の大宗を占めるものの、前述のとおり「雇用的自営」や副業を希望する者は増加しており、今後、さらなるICT化の進展等により、働き方が一層多様化すると見込まれることや世代内・世代間の公平性を確保する必要性を踏まえれば、現行の所得分類による税制上の取扱いの差を解消することが、重要になるものと考えられる。したがって、特定の働き方等による収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除といった「所得計算上の控除」から、どのような働き方等による所得にでも適用される基礎控除等の「人的控除」に、負担調整のウェイトをシフトさせていくことが適当であると考えられる。また、所得分類のあり方についても、今後、検討を進めていく必要がある。

（給与所得控除のあり方）

給与所得控除については、基本的に、勤務経費の概算控除であることを踏まえ、給与所得者が収入を得るために必要とする勤務経費が実際にどの程度かを把握するために、家計調査を用いて給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出を拾い出してみると、現行の給与所得控除と比べて相当程度低い水準となっている。

また、主要国における概算控除の水準を見ると、我が国の給与所得控除に比して相当低くなっており、その仕組みも、給与収入によらず一定の定額制か、又は一定

以上の給与収入で控除額が頭打ちとなるよう上限が設定されている。このような観点からも、我が国の現行の給与所得控除の水準は、相当手厚いものと評価できる。

以上のような状況を踏まえ、給与所得控除については、近年の税制改正において、高所得者に対して控除限度額が導入されるとともに、限度額自体の引下げも行われてきている。しかし、未だ、実際の勤務関連経費や主要国の水準との間には大きな乖離があることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。当面、特に乖離が著しい高所得者の給与所得控除の水準について、引き続き見直しを進めていくことが適当と考えられる。

(公的年金等控除のあり方)

公的年金等控除については、65歳以上の者に対する最低保障額の特例を含め、基本的に給与所得控除の水準を上回っており、給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はない手厚い仕組みとなっている。

年金に対する課税のあり方としては、主要国をみると、大別して、拠出・運用段階は非課税（控除あり）、給付段階は課税とする「EET型」と、拠出段階では課税（控除なし）、運用・給付段階では非課税（控除あり）とする「TEE型」が存在する。我が国の公的年金等に対する課税は「EET型」に属するが、この手厚い公的年金等控除により、実質的に「EET型」、「EEE型」になっているとの指摘もある。拠出・運用・給付を通じた課税のあり方について総合的に検討する必要がある。

また、公的年金等控除については、基本的に公的年金等収入のみを有する者を念頭に設けられたものであることから、公的年金等収入以外の所得がどれほど高くても、公的年金等収入のみで暮らす者と同じ控除が受けられる仕組みとなっている。また、公的年金等収入と給与収入の双方を有する者については、公的年金等控除と給与所得控除の双方を受けることができる仕組みとなっている。しかし、近年では、高齢者世帯においても公的年金等収入以外の所得を得る者が半数近くに上っており、今後、健康寿命の延伸に伴い、その割合や金額が増加することを踏まえれば、公的年金等収入のみを有するとの前提は時代に合わないものとなっている。

全世代型の社会保障制度を導入するにあたっては、負担も全世代で分かちあう必要があり、年齢ではなく負担能力に応じた制度を構築することが重要と考えられる。例えば、アメリカにおいては、公的年金等収入のみならず、公的年金等収入以外の所得の多寡も踏まえて、公的年金等に対する課税割合が決まる仕組みとなっている。我が国の公的年金等控除については、こうした仕組みも参考にしながら、公的年金等が、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするための公的な給付であること等を考慮しつつ、世代内及び世代間の公平に配慮する観点から特に高額所得がある者について、見直しを行うことが適当と考えられる。

(2-2) 経済社会のICT化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会のICT化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間（C to C）や消費者・事業者間（C to B）のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方（いわゆる「ギグエコノミー」）も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の1対1の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

まず、法定調書については、我が国においても、基本的に、一定の取引を行い、報酬を支払う「企業」が税務当局に提出する仕組みとされているが、「個人」が報酬を支払う場合には、基本的に提出義務がないことから、個人同士がインターネットを介して取引を行うケースでは、所得の把握が困難であるという課題がある。他方、無数の個人に法定調書の提出を求めることは、事務負担や適正な執行を担保する面から課題がある。

この点、主要国においては、同様の問題意識から、法定調書により、資金決済機関やインターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者に情報の提出を求めるといった対応を行っている国があることが確認された。（詳細は下記の参考2を参照）

また、税務当局が必要に応じて第三者に対し不特定の納税者に係る情報の提供を要請する仕組みについても、従前からこうした制度が存在していた国があるほか、

近年、インターネット取引に関連する課税漏れの増加等に対応するため制度整備を行った国もあることが確認された。（詳細は下記の参考3を参照）

こうした情報提供要請権限については、機動的な情報収集を可能としつつ権限行使の適正性を担保するための枠組みをどうするかが課題となるが、今後も変化・多様化し続けるデジタルエコノミーの取引形態に関して柔軟に情報収集を行うためには有効なツールと考えられる。また、国際課税の文脈では、国際的租税回避商品の購入者等の把握が重要となっているが、不特定の納税者に関する情報提供要請権限が導入された場合、そうした課題に対しても有用となる可能性がある。

デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

（参考2）主要国における取組（法定調書）

- ・ アメリカでは、銀行等の決済機関及び第三者決済機関が、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。
- ・ フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。

（参考3）主要国における取組（情報提供要請権限）

- ・ フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
- ・ イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
- ・ ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
- ・ アメリカやカナダでは、従前から、一定の手続的統制の下で、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みが存在している。

（3）老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方

公的年金の役割を補完する観点から、老後の生活に備えるための自助努力を支援していく必要性が増している。こうした自助努力に関連する制度としては、現在の企業年金・個人年金等に関連する諸制度や、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度が存在する。これらの制度については、就労形態や勤務先企業によって、また、投資対象となる金融商品によって利用できる制度が細分化されており、受けられる税制上の支援の大きさも異なっている。また、退職給付についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが大きく異なる仕組みとなっていることに加え、退職所得控除は勤続期間が20年を超えると控除額が急増する仕組みとなっていることが、転職に対して中立的ではなく、働き方の多様化を想定していないとの指摘がある。

老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援し、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築していく観点から、上記の諸制度を包括的に見直していくことが重要である。多くの納税者が長期的な観点から資産運用や生活設計を行っていることにも十分に留意しつつ、細分化された各制度を包括的に取り扱う総合的な枠組みについて、社会保障制度等との関連する政策との連携を含め、検討を進めるべきである。まずは、こうした実情も踏まえた専門的・技術的な見地から専門家の間で論点を整理した上で議論を行うことが適切である。

(4) 個人住民税のあり方

個人住民税は、各地域において少子高齢化が深刻化し、地域経済の再生が喫緊の課題となる中で、子育て・教育、医療・福祉をはじめとした地域の住民サービスを支える基幹税として、その役割は益々重要となっている。

今般の個人所得課税の見直しにあたっては、個人住民税における「所得計算上の控除」、基礎控除など「人的控除」の体系、金融所得に対する非課税制度等は、所得税と基本的に同様となっていることから、個人住民税についても、働き方の多様化等を踏まえ、前述した見直しの方向性に沿った検討を進めていくことが適当である。その際、個人住民税は、その役割を踏まえ、充実強化を基本とすべきである。また、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有することや、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格等を踏まえる必要がある。

なお、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等は、社会保障制度等において各種給付等の基準として利用されていることから、個人所得課税の見直しはこれらの制度に与える影響について留意する必要があるとともに、今後とも所得の適切な把握に努めていく必要がある。

4. おわりに

税務手続の電子化については、国民の利便性向上や官民あわせたコスト削減、企業の生産性向上に資するものであり、国民・企業がそうした実感を得ることができるよう、関係機関が連携し、スピード感をもって一つ一つの施策を具体化すべきである。

個人所得課税について、所得再分配機能の回復や多様な働き方を踏まえた見直しを進める必要があることはこれまでも述べてきたとおりで、個人所得課税を含め、租税の最も重要かつ基本的な機能は「公的サービスの財源調達機能」である。少子高齢化が進展する中、全世代型の社会保障制度を構築するために必要な財源をどのように確保していくかについて国民的議論を進める必要がある。

また、様々な税制の見直しを進めるに当たっては、国民の税制に対する信頼を確保することが不可欠である。税務手続の電子化を含め、適正・公平な課税に向けた取組を一層進めていくことが重要である。

本中間報告に示されている見直しは、あるべき税制の構築に向けた第一歩であり、今後も、経済社会の構造変化に応じた対応を進めていく必要がある。特に、個人所得課税の見直しは、人々の生活に密接に関連するものであるとともに、国民の意識や価値観にも深くかかわるものであることから、幅広く丁寧な議論が早期に積み重ねられていくことを期待したい。

○中里会長

ありがとうございました。

これまで皆様から頂戴しました御意見につきましては、できる限りこの案文に反映させていただきました。その上、個人的に各委員の方々に御説明申し上げたと思えます。私としては、今、読み上げていただいた形で本調査会としての議論の取りまとめとさせていただければと考えております。

それでは、ここからは委員の皆様から御意見やこれまでの議論を踏まえての感想などがありましたら、御発言をいただきたいと思えます。なお、先ほど申しました通り、神津里季生特別委員からの意見書についてはデスクトップ上に入っております。

いかがでしょうか。

土居委員、お願いします。

○土居委員

取りまとめていただいてありがとうございました。一点、質問させていただきます。

12ページの所得計算上の控除について「給与所得控除のあり方」と「公的年金等控除のあり方」の2カ所、タイトルをつけていただいておりますが、給与所得控除が先に書いてあって、公的年金等控除が後に書いてある。これは順序に意味があるのでは

うか。順序が並列であって、給与所得控除はこういう問題があり、公的年金等控除はこういう問題がある。そういう意味であれば、私はそれでいいと思っているのですが、給与所得控除の方が改革するのは先で、公的年金等控除は後だというような順番がついていてと読まれてしまってはいけないので、改めて確認の意味で質問をさせていただきます。

○中里会長

これは委員の皆様によってお考えの違いはあるかもしれませんが、私としましては、第一に何々、第二に何々という形ではなく書いていて、あとはお読みになる方のお考えになるのではないかと思います、特に軽重をつけたという気持ちは持っておりません。よろしいでしょうか。

○土居委員

分かりました。

○中里会長

もしかすると、第一、第二というようにお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、順番はつけていません。

○土居委員

ありがとうございました。それが確認できたので、これでよろしいかと思います。

それに加えて、申し訳ありませんが、3点コメントさせていただきたいと思います。

まず11ページのところで、「税額控除方式」、「逡減・消失型の所得控除方式」について議論があった。それは垂直的公平に寄与する仕組みであることをまとめている点では非常に良いと思います。

これは、私もこう書いていただきたいと求めたものなので、そのように書いていただきたいところなのですが、いきなり「税額控除方式」に変えるべきだという専門的な見地からの意見はあるのですが、まだまだ国民的な理解の浸透はできていないと私は思っておりますので、見直しの意義や効果について国民の理解を広げることが重要だとつけ加えていただいたことで、ぜひとも、これは単に2つ並列されてこういう仕組みがあるといつて並べておくのではなく、税額控除方式はこういう仕組みの意義があり、「逡減・消失型の所得控除方式」はこういう効果があるということを国民にさらにこれからも広く理解を広げていただきたい。

特に、私は税額控除方式が良いと思っておりますが、税額控除方式の理解がまだ浸透していないことを十分に踏まえていただいた上で、税額控除方式が何か不戦敗みたいな感じであまりよくないという説明ではなく、より簡素な形で高所得者や低所得者に、ある種、水平的公平の観点から同じような控除額になる効果があることを示していただきたいと思つます。

2点目は、12ページの給与所得控除のあり方の最後のところですが、「中長期的には主要国並みの控除水準とすべく」適正化していくべきと書かれている上で、「当面」

と書いてあって、「特に乖離が著しい高所得者の給与所得控除の水準」は前回も申し上げたのですが、既に課税前の収入で1,000万円の給与所得者に対しての給与所得控除には上限が設けられていて、「当面、特に」と書かれていると、1,000万円という閾値をさらに下げることかと理解されかねない。

その閾値が下がると、対象者も多くなり、閾値が課税前の収入が800万円や700万円の人たちの控除額がここで言っている「特に乖離が著しい高所得者」ということなのか。そう単純に給与所得控除の形を変えるだけで問題が解決する話ではなく、11ページから12ページで述べられているように、特に12ページの「給与所得控除のあり方」のタイトルの手前に中心的に書かれているように、「所得計算上の控除」から「人的控除」にシフトさせていくことが念頭にあることも併せて説明していかないと、あたかも給与所得控除の頭打ちの金額を単純に下げていくということだけを言っていると捉えられてしまうところでの趣旨と少し違うのではないかと思いますので、これからの説明はそのようにお願いしたい。所得計算上の控除から人的控除へのシフトもセットで行われるものだという説明をお願いしたいと思います。

これはお礼ですが、公的年金収入と給与収入の双方がある人は、その両控除を受けることができる仕組みになっているという事実をしっかりと13ページに書き込んでいただいたことは大変ありがたいと思います。

最後に、15ページの最後の段落からですが、ここの論点は、実はそれほど今回の税調のセッションで深く議論したところではなく、むしろ宿題と言うべきだと思いますが、社会保障制度との関連でさらに検討を進めるべきであると考えていただいたので、大変私も重要だと思っていまして、制度横断的な議論が税制と社会保障制度の間で行われることを私も期待したいですし、さらに議論が進むような貢献ができればと思っています。

○中里会長

増田委員、お願いします。

○増田委員

全般的に今回のこの文章、各委員の皆さん方の意見をうまく取り入れてまとめていただいたものと思いますので、大変良くできていると思っております。

特に個人所得課税の見直しについて、所得再分配機能を回復することと多様な働き方を推し進めていくという考え方のもとで行っていくことがはっきり出ていると同時に、個人所得課税を含めた税制全般、租税体系全般が、これからさらに充実が必要になる、いわゆる社会保障全体の財源調達機能、公的サービスの財源調達機能を持っているということで、「おわりに」のところで、「あるべき税制の構築に向けた第一歩」であることがきちんと書かれていることは大変意味があると思います。第一歩ということで、いずれ、今後まだまだ考えるべき問題があることが伝わると思います。

先ほど土居委員がお話しになりましたが、「給与所得控除のあり方」のところで一

番最後の部分で書かれておりますが、特に高所得者の給与所得控除の水準について引き続き見直しを進めていくことが必要で、それがいわゆる人的控除へのシフトという文脈の中でこういうことを進めていくのは、今、土居委員がおっしゃったように、確かにそれと併せてここは説明すべきと思っておりました。

衆議院選挙が終わり、参議院選挙は再来年の夏ということで、来年は国政選挙はありませんし、今回の我々の政府税調も、党税調も、いわゆる選挙を意識せずに、落ちついた環境の中で議論できる時期に出される報告書であります。やはりきちんとここで書かれたことが実現されることが大変大事かと思っておりますので、特に今後、会長の方で各方面に政府税調のスタンスを御説明されると思っておりますが、今、私が申し上げましたようなことがきちんとこの中に表された政府税調の文書ですので、ぜひ、国民の皆様方に伝えていただければと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

中間報告を非常にしっかり書いていただいて、ここに書いてあるように、今の見直しの背景には色々な問題があり、特に個人的に非常に感じているのは、いわゆる電子技術とか情報技術みたいなものが、我々が想定しているよりも非常に早く進んでいて、残念ながら日本では多くの分野でそれに対する対応が遅いと感じられるところがあって、特に政府の電子政府関係は、色々努力はされているのだろうとは思いますが非常に遅れがあると個人的に感じています。もちろん、税もその一部ですが、税の場合、そう簡単に変えられない部分があるので、どうしても遅くなるのは分かるのですが、こういう形で電子化をとにかくしっかり進めていくのだ。しかも、それは単に税の仕組みで電子的な利用を増やしているだけではなく、ここに書いてあるように情報化によって働き方が大きく変わってきて、所得の中身がかなり変わってきていることをしっかり捉えてやるということで、実際にはこれを進めていくと、今、話題にもなっているとおり、色々な政治的な難しさとか国民の理解の難しさがあると思うのですが、できるだけこういう形で強く出していただくという意味では非常に良い報告書だと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

田近委員、お願いします。

○田近委員

この報告書はこれでまとまったと、あるいはまとめるということで了解しましたが、ただ、会長も含めてどうこれを発信していくかについて意見を言いたい。

まず1ページの最初のところ、要するになぜ中間報告を作ったか、この目的は何か

ということで、「経済財政運営と改革の基本方針2017」に2つ書いてあり、1つは、「所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す」。つまり、所得再分配を強化し、多様な働き方に対応した税制を目指す。これが第1点です。第2点は、「国・地方における納税者の利便性を向上させる」ため、つまり納税環境の整備をするということです。

このレポートは何を目的化しているかということ、所得再分配機能の強化と多様な働き方へ対応すること、それが第1点。第2点は、納税環境の整備としています。では、これらの目的のために、何が主張されるのか。それが、10ページからなのです。土居委員が先ほど御指摘したところで、所得再分配についての中身の部分で、人的控除、今日も出掛けに新聞を見ていて、高額所得者を狙い撃ちではないかとか、色々言われているわけです。要するにこの報告書をどう読むかなのです。

給与所得控除のところで提言をしているのは、給与所得控除の上限が頭打ちになっていますが、そこをもう少し深掘りしてみよう。人的控除の基礎控除を上げよう。そうすると、高額所得者は給与所得控除が実態的にカットされる部分が基礎控除の上がる部分より大きいから、そこで負担は増える。では、低所得者は基礎控除が増えるので、それは負担が減るかもしれないけれども、そもそも課税最低限の人もいるし、税を払っていても税率は低い人もいる。だから、ここの最初の所得再分配効果にどれだけ我々の提言のインパクトがあるかで、読みづらくなっていると思うのです。

だから、給与所得控除をカットするから高額所得者に負担がある。ただ、基礎控除を上げるわけで、一部は負担を相殺するのです。低所得者には人的控除を上げて、そもそも所得控除の問題である課税最低限が高い、あるいは控除が大きいので税金を払っていない人もいるし、税率も低い。だから、これを伝えていくときに、どのぐらい所得再分配効果があるのかと言われたときに、どう答えるかはしっかり準備しておかないと、何だ、今回の政府税調の言っているのは高所得者狙い撃ちではないかと、それで終わってしまう。終わるといえるのか、その部分が強く主張される可能性がある。

最後に、一番最後の「4. おわりに」の部分の Paragraph 2 です。この案文を読んでいくと最初に所得再分配機能と多様な働き方に対応した仕組み等を目指すと書かれていて、結局結論は何なのかということ。第2 Paragraph で「個人所得課税について、所得再分配機能の回復や多様な働き方を踏まえた見直しを進める必要があることはこれまでも述べてきたとおりだが、」云々と書いてあり、「全世代型の社会保障制度を構築するために必要な財源をどのように確保していくかについて国民的議論を進める必要がある。」と書かれている。それはそうだけれども、「おわりに」というのは、この提言を進めていけば、ここで課題に掲げた所得再分配効果がこのように改善される。これを謳うのが「おわりに」の部分ではないか。つまり、言いたかったのは、この改革を通じて、このレポートの基本的な目的であった所得再分配機能がどう改善されるのかを訴えていく時にきちんとしたというか、もう少し国民に所得再分配機能の

効果を理解してもらうように、注意して丁寧に説明していく必要があるというのが私の意見です。

○中里会長

ありがとうございます。

これは政府税調の役割として中長期的な観点からの方向性を示していますので、ここに示された考え方を具体的にどうするかは、まさに政治過程でお決めいただくのがよろしいと思っていますが、そうではない考え方もあるのかもしれませんが。

大竹特別委員、お願いします。

○大竹特別委員

私もこの案文は、これまでの議論を非常にうまくまとめていただいたと思っています。

4つコメントがあります。1つは、研究者の間で問題とされてきた所得再分配機能について、働き方に歪みを生じているのではないかという日本の所得税制の問題点で、所得控除、給与所得控除、公的年金等控除、退職金税などをきちっと変えていく必要があることを謳っていただいたのは研究者としては非常にありがたいと思います。

2つ目は、ICTの発展に伴って、納税の手続側の改革と徴税側の所得捕捉把握力を高めるという、両方の観点でまとめていただいたのもよくできていると思います。ただ、どちらも、田近委員から御指摘があったとおり、今後、これを実現していくためにどう発信していくかは、うまい方法を考えていただきたいと思います。

3つ目は、所得再分配機能について、きちんとシミュレーションを出していくことが必要です。これは経済学者に求められる仕事かもしれませんが、研究者と両方で行う必要があると思います。

4つ目は、ICT関連で発信していかなければいけないのは、外国ではそういう例があるけれども、一体どのようなことが実現できるのかが文章を読んでもなかなか分からない。今回、別添資料の中に少しイラストが入っていますが、今後は外国の例を挙げてどのようなことが実現できるのかをうまく表現して、推進の必要性を訴えてほしいと思います。

最後に、特にICT、マイナンバーを使っていくことのメリットは、将来的には社会保障の給付関係のあり方ですね。現在、社会保障が必要な人で手続が面倒で取得していない人たちがたくさんいますから、そういう人たちに税の情報をうまく使って社会保障を給付できるような仕組みが今後構築できればいいと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

私はそんな高尚な話ではありませんが、13ページの公的年金等控除の記述について

です。一般の人が読むことを前提にコメントをするのですが、2番目のパラグラフで年金に対する云々と書かれており、ここの中で「EET」とか「TEE」とか表現があります。案文のはじめのところでICTはきちんと説明されているのに、この略字に関しては、いきなり小文字の表記が出てきたりして、読む人に丁寧ではないという気がしますので、何らかの説明があれば良いと思います。租税教育の関係からすれば、やはり役所から情報を発信するときにできるだけ多くの人に理解していただいた方が良いと思いますので、もしできるのであればこの点を配慮していただければと思います。

○中里会長

細やかな御指摘、ありがとうございます。一応案文の中に拠出・運用段階は非課税、給付段階は課税などと書いてありますが。

○林特別委員

ただ、その後の「実質的に」の次が私は分からないかなと思ひまして。

○中里会長

なるほど。では、少し考えさせていただきますが、表現等については私に任せていただいてもよろしいですか。

○林特別委員

はい、一任させていただきます。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

全体的によく難しい課題をまとめていただいたと思っています。

1点、5ページ目に出てくるマイナポータルについての記述の中に納税者利便を高めるとい話がありますが、納税とならない人に対してもメリットがあると思います。例えば、源泉徴収されたものについて還付を受けることができる場合に、ほとんどの学生やアルバイトは還付を受けていない。そういう手続が面倒ということもあり、ほとんどの人がそのような状態です。ですから、納税だけではなく、還付手続も簡素化するとか、色々な働き方に対して公平にするといったこともフォローした方がよいと感じます。

全体の感想ですが、現時点でここまでやっていただいて十分だと思いますが、ただ、今は例えば被用者・雇用者を含めた社会全体のコスト削減の観点と大きなことを言っているのですが、それは被用者・雇用者だけではなくて徴税側であったりコンプライアンスコストであったり、社会全体のコストを削減するとか新しく税制を考えていくという、大目標が多分あるのだろうと思うので、それに向かって今この部分をこうしているのだというようなお話がお互いの位置付けとしてあった方がよいという感想です。

○中里会長

ありがとうございます。こちらで預らせていただきます。貴重な御指摘、ありがとうございます。ありがとうございました。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

大変よくまとめていただいた報告書になっていると思います。また、税務調査等に関して申し上げたことを取り入れていただいて、本当にありがたく思っております。

今回の総会で何人かの委員から御意見が出ましたが、最初に所得再分配機能の回復が出ていて、一番最後で、それにきちんと対応しているかどうかという論点がありますが、この「おわりに」のところの第2パラグラフの3行目、「公的サービスの財源調達機能」という言葉が括弧書きでかなり強調して入っています。これはもう言うまでもないことですが、公的サービスの中には次のセンテンスにも書かれているように、社会保障制度を含むと思います。つまり、必要な財源が調達できないから社会保障が十分に機能できず、再分配がしっかり働かないという文脈、これはこの税制調査会でも昨年以來、繰り返し議論されてきたことです。

税制だけでできることにはやはり限度がありますので、そういう意味で、租税としては、まず公的サービスの財源調達をしっかりと行う、もちろん、この公的サービスの中には所得再分配のための社会保障等が含まれているということで、この報告書を理解したいと思います。

○中里会長

確かに税制で全ての問題を解決できるわけではありませんので、限界はわきまえつつもできることを少しずつやっていこうということですね。ありがとうございます。

神津信一特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

皆さんおっしゃるように、この案文は大変よくまとまっていて、今回の税調の議論を十分踏まえたものだと思います。

これとは違う別の視点から、次の課題を私なりに申し上げます。案文ではシェアリングエコノミー、オンライン取引、CtoCの対策をどうするか、所得把握をどうするかが大きなテーマになっており、それは所得の正確な把握と公平性の向上という結論になっています。

今、安倍内閣が進めている政策の一つに、インバウンドを加速させて観光立国を目指すという視点があって、それについても大賛成ですが、今、インターネットを介した取引で危惧していることがあります。それは外国人が自国内で、インターネットで申し込みを行い、羽田空港や成田空港に着いたらきちんと送迎車のお迎えが来て、決済も全部インターネットで済ませてしまうということが行われていることです。

もう一つ、中里会長の御専門のBEPSではありませんが、日本経済の中でインバウンドとして収入を得ている方の所得捕捉。だんだん日本の人口が減っていく中で、そう

いう方々の所得捕捉をどうしていくかということも、今回の案文には盛り込まなくていいと思うのですが、今後の課題として頭の隅に入れておいていただければ幸いです。

○中里会長

重要な御指摘、ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

前回も私を含めて様々な委員が注文をつけ、そして、今回、まとまったのですが、私としましても、大変よくまとまっていると評価しております。特に少子高齢化、産業構造の変化、ICT化という様々な動きに対して税制が対応しきれていない部分があることをはっきりと案文でも触れているところ、これは大変重要な指摘だと思っております。それゆえに、その至っていない部分について、国民の理解を求めながら、スピード感を持って実現していこうというメッセージだと思うのです。先ほど増田委員からも大変落ちついて議論できるタイミングだという御指摘、私も同感です。この報告をもとにさらに具体的にスピード感を持って、国民の理解を得ながらあるべき税制、そして、立ち遅れている部分について、さらに前進していくことを望みたいと思っております。

○中里会長

ありがとうございます。

井伊重之委員、お願いします。

○井伊（重）委員

私もこの報告書は、大変上手にまとめていただいたと感じております。

今後の情報発信についてのお願いですが、これはあくまでも報告書としてまとまっているので、全部を国民の方が読むことはあまり考えにくいので、これから情報発信する上でイメージ図のような1枚紙、2枚紙でまとめていただいたものもきちんと同時に出してもらえればと思います。あと、特に個人所得課税については制度設計の部分なので国民全部が関心を持てるかどうかというのはありますが、少なくとも電子納付は国民の方々、会社を含めてやらなければならないので、特にこの部分についての解説を含めて、こういう形でこれから変わっていくところを、イラスト等を使ったようなものなどで情報発信ツールとして政府の方には作っていただきたいと思います。これは要望です。

○中里会長

前回も井伊重之委員から御指摘いただきましたが、いわゆる見出しの付け方のような概要が一目で分かりやすいものを何か用意しろということですね。分かりました。

土居委員、お願いします。

○土居委員

大竹特別委員が先ほど触れられたところ、所得再分配機能の回復という話で、私も

それなりに分析を進めていますが、やはり給与所得控除、公的年金等控除を改めることには意義があるのですが、それが所得控除のまま人的控除に取り替えられる、シフトするだけでは、必ずしも十分に所得再分配機能が強化されることにはならないという事は付け加えざるを得ないと思います。

特に先ほど私が申し上げたように、税額控除方式と消失・逡減型の所得控除方式との違いを丁寧に説明すべきだと申し上げましたが、所得控除のまま形を変えることによって所得再分配機能をより強く発揮することは、それほど大きな期待はできない。やはり所得控除を税額控除に変える、ないしは給付という形に変えるならば、それなりの大きな所得再分配効果が期待できると思います。そこは色々な形で、研究者なり事務局なりで数字を国民に示すことを通じて、例えばジニ係数などで数字を示すことで所得再分配機能がどれくらいこの控除を見直すことで発揮できるのかを探求していくことが今後必要ではないかと思ひます。

○中里会長

ありがとうございます。

田中特別委員が先ほど御指摘になった、コンプライアンスの関係の部分。10ページの上から4行目に「官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上に資する効果が期待できる」と記載がありますが、なお不十分であれば、また対応いたします。ありがとうございます。

このようなところでよろしいでしょうか。今、色々な御意見を伺ったところからもお分りの通り、意見の差は当然あります。これを発信するときにも、私が私の考えを私だけのものとして外にあまり強く発信するのはどうかと思ひておりますので、そういうことはいたしません。

私自身、政府税調は、先ほども言ひましたが、中長期的かつ専門的な見地から論点を整理し、与党税調が御議論をなさっていく際に参考となる材料をお示しする、それが我々プロフェッショナルの役割ではないかと思ひています。与党税調では、それらを踏まえて国民の皆様の様々な御要望、御意見に耳を傾けながら、具体的かつ詳細な制度設計をお決めいただくといった役割分担が従来からなされている訳でして、参考となる材料を中間取りまとめでは御提出申し上げるといふところ、これが一番重要です。

ただし、そのことは、委員の皆様が色々な御自分のお考えを外で御発信になることを妨げるものではありませんので、そういう意味で皆様に活発にこういう問題もある、こういう方策もあると御発信いただければ、国民の税制に関する理解も深まって、より望ましい姿になるのではないかと。どうも私が大したことを言わないといふことは、それはそれとして受けとめていただひて、皆様の方でそれぞれの御意見をおっしゃっていただけたらいいのではないかといつも思ひております。

9月以降、皆様の御協力のおかげで、この報告書の通り、経済社会の構造変化を踏

まえた税制のあり方について、方向性を取りまとめることができました。今後は、与党の税制調査会などにおいても具体的な改正についての政治的な議論が行われていくものと考えますが、本調査会としては、今回の議論の取りまとめをもとに、幅広く丁寧な議論が様々な方面で積み重ねられていくことを期待したいと思います。

ここで、取りまとめとして、神野会長代理から一言お願いいたします。

○神野会長代理

皆様方に会長代理として、ただ御礼を申し上げるだけでございます。

これまで私どもが論点整理や中間報告を取りまとめてきたことを継承しながら、皆様方の本当に生産的な御議論で、今回、中間報告をまとめることができました。さらに、中里会長をはじめとして、おまとめに御尽力いただきました皆様方に感謝と敬意を表します。

所得税改革に関して私個人の感想を言うと、私の専攻しておりますドイツの財政学のテキストブックでは表紙に、「所得税ほど民主的で、人間的で、社会的な租税は存在せぬ」というマイゼルの言葉が掲げられる場合が多いのですが、そういう所得税の理念型に向かって進む方向性を示唆できたのではないかと思います。いずれにいたしましても、委員の皆様方と事務局の御努力に感謝申し上げる次第です。どうもありがとうございました。

○中里会長

神野会長代理、ありがとうございました。

それぞれ細かな意見は違っても、この国のために、国民のためにという気持ちは一つだと思います。

それでは、このあたりで終了したいと思います。

本日の会議の内容についても、この後の記者会見で御紹介をしたいと思います。次回の開催日程については、おそらく年明けになると思いますが、事務局から御案内したいと思います。

大変お忙しいところ、有意義な御議論、本当にありがとうございました。

[閉会]